

記載例（内航用）

特定船舶導入計画の認定申請書

令和 4 年〇月〇〇日

国土交通大臣 殿

東京都千代田区霞が関 xx-xx
A 汽船株式会社
代表取締役社長 海事 一郎

東京都港区 xx-xx
B 造船株式会社
代表取締役社長 運輸 二郎

申請に先立って、内航課へ申請内容等の事前相談が可能です。

海上運送法第 39 条の 20 第 1 項の規定により、下記の特定期船舶導入計画の認定を申請します。

記

1. 特定船舶の導入の目標及び内容

○導入の目標

導入（就航）予定日：令和 5 年 3 月 3 1 日
特定船舶の今後の導入予定その他今後の計画：

○導入の内容

船名：●●丸
国籍：東京
船種：ケミカルタンカー
積荷：ケミカル
総トン数：499GT（予定）
載荷重量トン数：1,250WT（予定）
船舶番号：（未定）
IMO 番号：（未定）
導入予定の航路：本邦港間の不定期航路事業（予定）
導入する特定船舶の技術内容：・・・添付書類参照

2. 実施体制

契約造船所：
造船所名：B 造船株式会社
所在地：東京都港区 xx-xx

コメントの追加 [v1]:
✓共同申請者として、
①船舶運航事業者又は船舶貸渡事業者
②認定事業基盤強化事業者
の名称及び代表者名を記載すること。
なお、共同保有の場合は代表企業 1 社で可。
✓会社印、代表者印は不要。

コメントの追加 [v2]:
✓本計画とは別に、今後の特定船舶の導入予定があれば簡潔に記載。

コメントの追加 [v3]:
✓船名が未定の場合は、本船を特定するための仮称や建造番号（船舶番号）を記載することも可。

コメントの追加 [v4]:
✓特定船舶が技術要件を満たす予定であることを証する書類を添付。（添付書類一覧参照。）

コメントの追加 [v5]:
✓本船に関する各事項が決定する前の事項は「未定」「予定」と記載することも可。
✓船名が未定の場合は、本船を特定するための仮称や建造番号（船番）を記載することも可。
✓IMO 番号は取得する場合のみ記載

建造造船所：

造船所名： 同上
所在地： 同上

船舶の取得者：

取得者名： A 汽船株式会社
所在地： 東京都千代田区 xx-xx

取得者名： B 汽船株式会社
所在地： 東京都港区 xx-xx

※共有者持ち分比率 取得者A ○%、取得者B ●%

運航者：

運航者名： C 海運株式会社
所在地： 東京都中央区 xx-xx

3. 計画期間

令和 4 年 8 月 1 2 日（認定希望日）から令和 5 年 3 月 3 1 日まで（予定）

（参考）

契約： 令和 3 年 9 月 1 日
起工予定日： 令和 4 年 8 月 2 0 日
進水予定日： 令和 5 年 1 月 6 日
竣工予定日： 令和 5 年 2 月 3 日

4. 特定船舶の導入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

導入に要する費用の総額： 約 9 億円
資金の調達方法： 自己資金約 2 0 %、（借入れ/JRTT 保有）約 8 0 %

5. 特定船舶の導入計画の認定により受けようとする支援措置

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共有船制度の利率軽減

6. 特定船舶導入計画の実施に当たって特に留意すべき事項

なし

7. 先進船舶導入等計画の認定の特例を受けようとする場合にあっては、その内容等

先進船舶導入等計画の名称及び導入の内容の認定を併せて受ける場合は、
・先進船舶に用いる設備・材料の詳細
・認定により受けようとする支援措置
・留意すべき事項
等を記載する。

コメントの追加 [v6]:
✓契約造船所と建造造船所が異なる場合は、それぞれを記載。

コメントの追加 [v7]:
✓共有保有の場合は、すべての取得者を記載。

コメントの追加 [v8]:
✓共有保有の持ち分比率を、注釈にて記載。

コメントの追加 [v9]:
✓未定の場合は「未定」と記載することも可。

コメントの追加 [v10]:
✓計画期間は、認定申請日を含む事業年度の翌年度 4 月 1 日から最大 5 年以内であれば、任意で設定可。
✓計画期間は認定日から起算。
例：2021 年 11 月 1 日申請、同年 12 月 1 日認定の場合の最長計画期間は、2021 年 12 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで。

コメントの追加 [v11]:
✓有効数字上一桁又は上二桁で記載。

コメントの追加 [v12]:
✓借入れ又は JRTT 保有のどちらかを選択。

コメントの追加 [v13]:
✓特がない場合は「なし」と記載。

コメントの追加 [v14]:
✓先進船舶導入等計画のみなし認定制度を活用する場合に記載。（詳細は個別にお問い合わせください。）

8. 船舶安全法の特例を受けようとする場合にあつては、その内容等

船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 6 条ノ 4 第 1 項の認定を合わせて受けようとする場合は、

- ・ 認定を受けようとする事業場の名称及び所在地
- ・ 認定を受けようとする船舶又は物件の範囲を記載する。

コメントの追加 [15]:
 ✓遠隔支援業務に係る事業場のみなし認定制度を活用する場合に記載。（詳細は個別にお問い合わせください。）

（備考）
 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

<添付書類>

1. 既存の法人が添付する書類

書類の名称	添付の有無
定款又は寄付行為及び登記事項証明書	○
最近の事業年度における事業報告、貸借対照表及び損益計算書	○

コメントの追加 [v16]: ✓特定船舶導入計画認定申請書に添付する資料に「○」を記載。

2. 法人を設立しようとする者が添付する書類

書類の名称	添付の有無
定款又は寄付行為の謄本	H
株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類	-

コメントの追加 [v17]: ✓添付しない書類には「-」を記載。

3. 個人事業主が添付する書類

書類の名称	添付の有無
戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し	-
資産調書	-

4. 特定船舶の技術要件に関する書類

書類の名称	添付の有無
二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示（令和 3 年国土交通省告示第 1171 号）の別表二に掲げる設備等を備える予定であることの確認書	○

コメントの追加 [v18]: ✓特定船舶の技術要件を満たす予定であることについて、別紙確認書を添付すること。
 なお、構造等の態様により備えることが困難な設備等がある場合は、個別にご相談ください。

第十八号様式（第 42 条の 15 関係）

5. 船舶安全法の特例に関する書類

書類の名称	添付の有無
船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和 48 年運輸省令第 49 号）第 34 条第 1 項各号に規定する書類	-

注：本特定船舶導入計画認定申請書に添付している書類に「○」、添付していない書類に「-」と記載すること。

【参考】認定事業基盤強化事業者が別途提出することが必要な書類

書類の名称	
事業基盤強化計画の認定書の写し	○
導入を行おうとする特定船舶の計画要目、一般配置図、製造仕様の概要、作業計画、使用計画、建造契約書の写し	○
認定事業基盤事業者が品質向上に関する基準を達成していることを示す書類	○

特定船舶の技術要件に関する書類例
(内航用)

令和4年〇月〇〇日

国土交通大臣
齊藤 鉄夫 殿

東京都千代田区霞が関 xx-xx
A 汽船株式会社
代表取締役社長 海事 一郎

東京都港区 xx-xx
B 造船株式会社
代表取締役社長 運輸 二郎

二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示（令和3年国土交通省告示第1171号。以下「告示」という。）の別表二の各項に掲げる設備等について

本船は、標記に関し、以下の予定であることをご報告いたします。

記

1. 告示別表第二 3の項に規定する構造等

号	構造等	有無
1	別表一1の項第1号、第5号から第8号まで、第10号及び第13号に掲げる装置	
	1 主機関又は推進装置（イ～ハのいずれかに該当するものに限る。）	
	イ 窒素酸化物放出量削減型主機関（①～③のいずれかに該当するものに限る。）	
	① (1)(i)に規定する主機関 (原則として、平成27年1月1日以降に搭載され、かつ、窒素酸化物放出管理海域(NOx-ECA)内で使用される主機関であって、窒素酸化物の放出量がECA内の規制値(三次規制値)から2.5%以上少ないもの)	
	② (1)(ii)に規定する主機関 (原則として、平成27年1月1日以降に搭載され、かつ、窒素酸化物放出管理海域内で使用されない主機関であって、窒素酸化物の放出量がECA外の規制値(二次規制値)から2.5%以上少ないもの)	
	③ (2)に規定する主機関 (原則として、平成26年12月31日以前に搭載された主機関であって、窒素酸化物の放出量が規制値(二次規制値)から2.5%以上少ないもの)	
	ロ 電子制御型ディーゼル主機関	○

コメントの追加 [v19]:
✓共同申請者として、
①船舶運航事業者又は船舶貸渡事業者
②認定事業基盤強化事業者
の名称及び代表者名を記載すること。
なお、共同保有の場合は代表企業1社で可。
✓会社印、代表者印は不要。

コメントの追加 [v20]:
✓導入を予定する船舶に応じて表が異なります。
総トン数が2,000トン以上
⇒ 別表第二 1の項
総トン数が510トン以上2,000トン未満
⇒ 別表第二 2の項
総トン数が300トン以上510トン未満
⇒ 別表第二 3の項
総トン数が300トン未満
⇒ 別表第二 4の項

	ハ 電気推進装置	
	5 主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置	○
	6 主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置	○
	7 燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。）	/
	イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの	○
	ロ オーバーフロー・ラインを有するもの	
	8 機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置	○
	10 機関室内ビルジの高位警報装置	○
	13 自動操舵装置	○
2	1の項第2号、第3号、第6号から第8号まで、第11号、第12号、第14号及び第15号に掲げる構造及び装置	/
	2 発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）	/
	イ 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関	
	ロ A重油専用発電機関	○
	ハ ターボ・ジェネレーター	
	3 推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型（次のいずれかに該当するものに限る。）	/
	イ 推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）	
	ロ 船尾装着フィン	○
	ハ 燃料改質器	
	ニ 空気潤滑システム	
	ホ バトックフロー船型	
	ヘ エラ船型	
	ト 船尾バルブ	
	6 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ、プロペラ前部放射状型取付翼、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。）	○
	7 LED照明器具（船内居住空間に設置する全ての照明器具をLED照明器具とする場合の当該LED照明器具に限る。）	○
	8 バルバスバウ又はバルブレス船首船型	○
	11 ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー 【該当する船舶に限る。】	○
	12 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置 【該当する船舶に限る。】	

14 船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては、船舶自動識別装置【 該当する船舶に限る。 】	○
15 船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては、加水分解型の摩擦抵抗低減塗料が船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則第 65 条の 2 第 1 項（同令第 66 条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線より下方の部分（船舶安全法第 3 条に規定する船舶以外の船舶にあつては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの 75 パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布された船体【 該当する船舶に限る。 】	○

注：「有無」の欄には、備えている装置等については「○」、備える必要のない装置等については「－」と記載すること。

備考

以下の表に掲げる構造等は、それぞれ次の各号の規定により備えておりません。

- 一 その構造又は航行の態様によりこの表に掲げる構造等を備えることが困難であると認められる船舶については、当該構造等を備えることを要しない。

備えていない構造等	理由

- 二 この表に掲げる構造等については、当該構造等と同等以上の効力を有すると認められる構造等に代えることができる。

備えていない構造等	理由

コメントの追加 [海事局21]: ✓海事局へ事前に相談の上、備考の 1 号又は 2 号の規定の適用により備えていない構造等を、その理由とともに記載。